

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 14 | こども医療費助成等関連事務 評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中城村は、こども医療費助成等関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

こども医療費助成等関連事務等関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

中城村

公表日

平成28年12月1日

I 関連情報

| | |
|---------------------------------|--|
| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
| ①事務の名称 | こども医療費助成等関連事務 |
| ②事務の概要 | 中城村こども医療費助成条例は、こどもの医療費の一部を助成することによりその保健の向上を図り、もってこどもの健やかな育成に寄与することを目的とする。 特定個人情報ファイルは以下の場合に利用する。 ・受給者証交付の申請、審査、決定事務 ・受給資格及び支給履歴の管理、確認 ・医療費支給申請の確認、審査、決定、支給事務 |
| ③システムの名称 | こども医療費助成システム、中間サーバー連携システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 受給資格者証ファイル、宛名情報ファイル、 | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第2項及び中城村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第14号 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康保険課 |
| ②所属長 | 健康保険課長 仲村盛和 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 中城村(総務課) 沖縄県中頭郡中城村字当間176番地 TEL098-895-2131 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 中城村(健康保険課) 沖縄県中頭郡中城村字当間176番地 TEL098-895-2131 |

II しきい値判断項目

| | |
|--|--|
| 1. 対象人数 | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成28年10月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成28年10月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| |
|--------------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

